

提供日 2019/12/27
タイトル インフルエンザ患者報告数が注意報レベルを超えました
担当 健康福祉部 医療健康局疾病対策課
連絡先 感染症対策班
TEL 054-221-2986



—危機管理情報—

～インフルエンザ患者報告数が「注意報レベル」を超えました！～

2019年第51週（12/16～12/22）の感染症発生動向調査で、静岡県内のインフルエンザの定点当たり患者報告数が**13.58人**に増加し、**注意報レベルの基準値（定点当たりの患者報告数10人）を超えました**。例年、流行開始の目安の定点当たり患者報告数1を超えてから4週目に注意報レベルになることが多いですが、今シーズンは流行開始の第44週（10/28～11/3）から7週目での注意報レベルとなりました。今後、さらに流行が拡大する可能性がありますので、県民の皆様には、感染拡大防止に努めていただくようお願いします。

4.68 (12/2～12/8) ⇒ 9.28 (12/9～12/15) ⇒ 13.58 (12/16～12/22)

<参考>

- インフルエンザの定点当たりの患者報告数とは、県内の小児科、内科併せて139の定点医療機関の1医療機関当たりの1週間の患者数です。
- 流行開始の目安とされている報告数は1、注意報レベルは10、警報レベルの開始は30、警報レベルの終息は10です。

感染の拡大を防ぐためには、一人ひとりがインフルエンザにかからないようにすること、また、かかってしまったときには、他の人にうつさないようにすることが大切です。県民の皆様には、**「うつらない」・「うつさない」**を対策の基本に、**感染拡大防止の強化に努めていただきますようお願いいたします**。

<疾病対策課コメント>

- インフルエンザの定点当たりの報告数は、前週に比べて約1.5倍に増加しています。
- 保健所別では、東部、御殿場、富士及び浜西市保健所において注意報レベルの基準値を超えています。県中・西部地域では報告数の増加はゆるやかです。
- 県内定点医療機関からの報告では「A型」がほとんどです。

県民の皆様へ

1 「うつらない」・「うつさない」ための取組の徹底について

- 「うつらない」ために、こまめに手洗いをしましょう
- 「うつさない」ために、マスクと咳エチケット（ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆い、顔を他の人に向けないなど）を心がけましょう
- なるべく人混みを避け、人混みに入る場合は、マスクを着用しましょう
- 室内の換気を行うとともに、適度な湿度に保ちましょう
- 十分な栄養と睡眠をとり、健康管理につとめましょう

2 インフルエンザにかかったら

- 咳や熱等の症状が出た場合は、自宅で安静にし、まずは水分補給や解熱剤で様子をみましょう。症状の悪化が見られれば受診しましょう。
- (1) けいれん（ひきつけ）(2) 意識がはっきりしない(3) 呼吸が荒く苦しい(4) 水分をとれずぐったりしている等の症状の場合は、直ちに受診して下さい。
- お子さんがインフルエンザにかかり、周りに相談できる人がいなくて不安な時、救急外来に受診させるべきか迷われている時は静岡県子ども救急電話相談「#8000」又は054-247-9910で相談できます。
- インフルエンザと診断されたら医師の指示を守り、外出を控えるとともに、家庭内でもマスクや咳エチケットを徹底し、十分な休養をとりましょう。

3 年末年始における医療提供体制について

年末年始における静岡県内の医療機関の外来診療状況及び休日・夜間当番医に関する情報は、「医療ネットしずおか」で確認できます。